

豊中市健康づくり推進員会事業交付金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市民の健康意識の高揚と健康増進を図るために行う、豊中市健康づくり推進員会事業交付金（以下「交付金」という。）の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付金の額)

第2条 交付金の支給額は、予算の範囲内で市長が定めた額とする。

(支給の対象)

第3条 交付金の支給対象事業は、豊中市健康づくり推進員会（以下「推進員会」という。）が行う事業のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 豊中市民の健康意識の高揚と健康増進を図る事業
- (2) 前号の事業をより効果的に実施するため、健康づくり推進員（推進員会会員をいう。以下同じ。）に行う研修事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の目的に合致する事業、または、健康づくりに資する事業

(支給の申込)

第4条 前条の規定による交付金の支給申込は、推進員会が、次の各号に掲げる書類を市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 豊中市健康づくり推進員会事業交付金支給申込書（様式第1号）
- (2) 支給対象事業の計画書
- (3) 支給対象事業の予算書
- (4) 豊中市健康づくり推進員会事業交付金口座振替依頼書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 推進員会は、前項の交付金の支給の申込をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して支給を申し込まなければならない。

(支給の決定)

第5条 市長は、前条の支給申込があったときは、その内容を審査し、交付金を支給すべきものと認めたときは、支給を決定するものとする。

(決定等の通知)

第6条 市長は、交付金の支給を決定したときは、その決定の内容を推進員会に対し豊中市健康づくり推進員会事業交付金支給決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、交付金の不支給を決定したときは、豊中市健康づくり推進員会事業交付金不支給決定通知書（様式第3号）により、推進員会に理由を付してその旨を通知するものとする。

(交付金の請求)

第7条 前条第1項の規定による決定の通知を受けた推進員会は、すみやかに豊中市健康づくり推進員会事業交付金支給請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の交付請求があったときは、交付金を支給するものとする。

(実績報告)

第8条 交付金の支給を受けた推進員会は、当該交付金の支給対象年度の終了後速やかに、次の各号に掲げる書面により市長に報告しなければならない。

- (1) 豊中市健康づくり推進員会事業交付金実績報告書（様式第5号）
- (2) 交付金の支給決定を受けた事業の報告書
- (3) 交付金の支給決定を受けた事業の決算書
- (4) 交付金に係る金銭出納帳の複写物

(5) 領収書類の原本

(6) その他市長が必要と認める書類

(消費税に係る報告)

第9条 推進委員会は、当該交付決定事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、市長は、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部を本市に返還させることができるものとする。

(支給の確定)

第10条 市長は、第8条の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る事業が交付金の支給の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて、当該報告書等の審査等を行い、適合すると認めたときは、支給すべき交付金の額を確定し、推進委員会に対し、豊中市健康づくり推進委員会事業交付金支給確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(申込の取下げ)

第11条 推進委員会は、交付金の支給決定を受けた事業を実施できなくなった等の事情があるときは、その申込みの全部または一部を取下げることができる。

(決定の変更等)

第12条 市長は、交付金の支給を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該交付金の支給の決定の全部又は一部の取消し又はその決定の内容を変更することができる。

(決定の取消し)

第13条 市長は、推進委員会が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の支給決定の全部又は一部を取消すことができる。

(1) 交付金を支給対象以外の経費に使用したとき。

(2) 交付金の支給決定の内容その他この要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な方法により交付金の支給を受けたとき。

(4) 交付金の支給決定を受けた事業を支給対象年度内に実施する見込みがないとき。

(交付金の返還)

第14条 市長は、第11条による申込の取下げがあった場合、及び第12条、第13条による決定の変更等又は決定の取消しを行った場合は、当該取下げ及び取消し又は変更にかかる部分に関し、既に交付金が交付されているときは、市長の定める期限内にその返還と実績報告の提出を命ずるものとする。

2 市長は、推進委員会に支給すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(帳簿等の整理)

第15条 推進委員会は、交付金の支給決定を受けた事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

(指示及び検査)

第16条 市長は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、推進委員会に対し、随時、当該交付金の使用について必要な指示をし、又は検査をすることができる。

(その他の事項)

第17条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。